

【研究ノート】

17世紀前半のイングランドにおける 帰化取得者とデニズン¹

中 川 順 子

A Survey on Immigrants Becoming Naturalized Subjects and Denizens in England in the First Half of the Seventeenth Century

Junko NAKAGAWA

要旨

No great influx of migration into England occurred during the first half of the seventeenth century. Thus, the matter of the legal status and the rights which aliens in the host society could enjoy has received little attention from historians. This period was, however, a turning point in considering the issue of English nationality due to the drastic changes of its constitution. Additionally, a large number of petitions for naturalizations and, in particular denizations was granted between 1603 and 1660. The aim of this paper is to illuminate the details of those who gained the status of naturalized subject or denizen, such as their birthplaces, occupations and size of household, mainly examining the source, *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1603-1700*. The conclusion of this analysis will shed light on the question of who should be and who became an English subject at that time.

キーワード：近世イングランド、移民、臣民、法的地位、帰化、デニズン

Key words : early modern England, alien, natural born subject, naturalization, denization

1. 問題の所在

国家に帰属する成員すなわち国民の条件は、「生まれながらの国民」にとって、それらが自明なものであるがゆえに、当然のことながら不可視なものである。それを可視化するものが、外国人に適応される法的地位であり、外国人を国民化するシステム、すなわち「帰化」であり、「デニゼーション」である。どのような者を対象に、どのような条件下で、生来の国民が享受するのと同等もしくはそれに準じる権利と地位を与えるのか。その適応対象者の範囲こそ、国家が求める国民の条件を示す²。さらに言うならば、外国人の受容と彼らへの法的地位の授与は、彼らを受け入れる社会のアイデンティティの本質と国家体制の枠組みをも照射する。そこに当該社会のおかれた社会状況、時代背景が反映されていることは、言うまでもない。したがって、外国人への法的地位授与にかかる問題は、ある時

期の移民政策だけではなく、ホスト社会の自己認識を検討する重要な糸口となりうる問題であると言える。そのことは、本稿が対象とする17世紀前半のイングランド社会における、外国人への法的地位と国民ひいては国家の枠組みとの関係にも当てはまることである。なお、近世イングランドにおける国家成員は、近現代でいうところの「国民」ではなく、「国王の臣民 (King's subject³⁾)」である。したがって、以下「臣民」という用語を用いる。

イングランド (イギリス) における外国人に対する法的地位については、C.Parry や J. M. Jones らの国籍法・移民法を包括的に扱った研究が挙げられる⁴。もっとも、国籍法・移民法研究の対象は第二次世界大戦以降が中心であり、近世を扱う研究は多くない。そのなかで近年、柳井健一が憲法学の立場から、近世以降イギリスの帰化制度の変遷とその意義を検証している⁵。これまでも法制史研究は、移民法史上あるいは国籍法史上、国籍概念が体系的に明確化された時期として、17世紀の重要性を指摘してきた⁶。しかし、移民法・国籍法研究が、その研究領域の性格上、法概念や制度の変遷にのみ着目してきた点は否めない。そのため、帰化制度の変遷や法的地位付与決定のプロセスと、そのときどきの社会的・時代的背景との因果関係、それらの権利を享受した者たちの実態については、看過されてきた。

一方、近世イングランド外国人研究においても、外国人の法的地位に関する言及はあるものの、管見の限りにおいて、それが中心的テーマになることは少ない。もちろん、外国人嫌いや外国人と受け入れ社会のギルドとの関係という視角から、外国人の法的地位が論じられることはしばしばある。そのような研究の一例として、16世紀後半に関しては、I.Scouloudi や L.Luu らの研究成果を挙げることができよう⁷。さらに、17世紀後半から18世紀前半については、D.Statt による移民導入とそのための政策としての一般帰化法成立をめぐる議論に関するモノグラフがある⁸。しかしながら、17世紀前半については、C.Littelton、O.P.Grell、B.Cottret⁹ らによる外国人研究があるものの、いずれも流入する移民の減少、イングランド社会への移民の同化の進展、移民共同体の縮小、法的地位取得者人数の少なさなどを背景に、帰化やデニゼーションへの問題関心は低く、研究の空白域ともいえる様相を呈しているのが実状である。

ひるがえって、当時の状況を見るに、17世紀前半のイングランドはスコットランドとの同君連合成立、1640年代のいわゆる「内乱」を経て、共和政成立、さらには王政復古という国制の変動期であった。スコットランドとイングランドの合同は統合された「グレート・ブリテン王国」への関心を高め¹⁰、ジェームズ1世は忠誠義務の統一と法の統一を目指した。統治者の支配地域での出生と統治者への忠誠が臣民の条件であったため、異なる法体系をもちながらも、一人の国王を抱く二つの国の誕生は、スコットランド人のイングランドへの大量流入への懸念をもたらし、その結果、臣民の権利のあり方、すなわちイングランドにおけるスコットランド人の権利や帰化の問題を喚起した。帰化問題とはすなわち、1603年以後に出生したスコットランド人をイングランド人と認めること、さらに1603年以前に生まれたスコットランド人についても同様の権利を認めること、というものである。帰化問題をめぐる議論は、1607年のカルヴィン訴訟に発展し、それは結果として、スコットランド人のイングランドへの帰化を認める判決に至る。それゆえに、臣民の枠組みをめぐる問題は、大陸出身移民の動向からだけで捕捉されるべき問題ではないが、この議論については稿を改めて議論したい。

17世紀前半は上記のように臣民の枠組みにかかる議論を余儀なくされた時代であった。加えて、移民の流入が少ないながらも、外国人に対し臣民に準じる法的地位を決して少なくはない件数認めて

いる。したがって、17世紀前半の移民とその法的地位の問題は、単に制度を明らかにするだけではなく、それらの権利の享受者やイングランドの政治や社会の状況を踏まえて理解されるべきであり、それによってこそ当該時期のイングランド（人）と他者との境界、自己の枠組みが明らかになるのである。本稿では、そのような問題意識について検討するための準備として、まずこれまで件数だけが取り上げられ、その内実が検証十分にされなかった17世紀前半の法的地位の享受者について、とりわけ共和政期に焦点を当てつつ、明らかにしたい。

2. 帰化とデニゼーションの概観¹¹

本題に入る前に、近世イングランドにおける外国人の法的地位について概観しておく。17世紀前半との比較を念頭に、ここでは16世紀後半の数値・件数を紹介する。「生来の臣民（natural born subject）」とは、イングランド国王の領土内において出生した者、すなわちligeanceのもとに出生した者、あるいは通常言われているように国王に対して忠誠（allegiance）を誓う者であり¹²、臣民ではない者が取りも直さず外国人となる。この原則に従うならば、イングランドで出生した外国人の子供は、生来のイングランド臣民となる。もっとも、それが原則に過ぎなかったことは想像に難くない。

中世以来、外国人は、裁判においてイングランド人が被告人の場合陪審員になることができない、土地所有とその相続を認められない、課税額が高いなど、さまざまな制限や不利益を蒙っていた。近世イングランド社会においても、外国人には様々な制約が課せられており、彼らには、不動産の所有や相続・譲渡、不動産にかかわる法的措置の行使が原則認められていなかった。また、外国人は国王、議会、自治都市が定めた関税を支払わなければならない、政治的権利がなかった。ただし、友好外国人については、16世紀の終わりまでにいくつかの権利が認められるようになった。例えば、彼らは、不動産を取得し、保有できるようになったのである。しかしながら、自らの居住に必要な家屋以外の不動産を取得することはできなかった。さらに、不動産に関する訴訟は依然として不可能であった。

中世より外国人の経済活動には困難が伴っていたが、ヘンリ 8 世の治世である1523年、1529年、1540年に外国人の経済活動を制限する法が通過し、それらが再確認されている。不動産の賃貸、世帯主として店舗を構えること、通りから商品や製造工程が見えるように店舗をオープンすることが外国人には禁止され、イングランド人の2倍の税率が定められた。また、小売りや外国人間での直接取引も認められていなかった。外国人職人や外国人徒弟の雇用人数も2人までで、織機などの道具の所有台数もイングランド人親方以下と決められていた。ロンドン市内で正規の経済活動を行うためには、市民権の取得が必要であったが、市民権を得るためには徒弟期間を満了しなければならなかった。しかしながら、外国生まれの外国人の子供はイングランド人親方の元での徒弟が認められていなかったため、市民権から事実上排除されていた。1593年の記録によれば、外国人で市民権を保有していたのは外国人人口のわずか1パーセントであった。

これまで述べたような外国人に課せられた不自由を改善するためには、2つの手段があった。それらは、「デニズン」となることか、もしくは「帰化」することであった。宗教的な宣誓の有無を除けば、それらの基本的な手続き・手順は近世を通じて大きく変化していないと言われている¹³。帰化はイングランド人が生得している権利を享受できる、すなわち「生まれながらのイングランド臣民と同等になる」ことを可能にする法的措置で、近世においては、通常、取得希望者の嘆願に基づき法案が

作成され、庶民院委員会での調査や、両議会での読会・審議を経て、個別法の制定をもって授与されるものであった。認可までの時間は数日から数週間であった。取得にかかる費用が65ポンドから100ポンドと当時においてあまりにも高額であったことと、手続きの煩雑さなどから、エリザベス女王の治世に認可された帰化は12件のみである¹⁴。ただし、件数の少なさは、17世紀になるまで、帰化とデニゼーションの区別が明確ではなかったことにも起因する。

一方、デニズンは取得希望者が嘆願書を提出し、国王への報告、調査の後に国王の開封勅許状によって認められるものである。そのときどきで内容・文言が異なるため、デニズンが得る特権を定義することは困難である。確実なことは、外国人に課せられた制限のすべてが撤廃されるわけではなく、不動産相続は依然不可であった。そうであったとしても、親方になること、土地・店舗の購入や保有が可能で、雇用できる外国人の人数も4人になるなど、外国人に課せられた不自由のいくつかは解消された。デニズンの場合も取得するまでの期間は数日から数ヶ月と個人差があった。例えば、Emanuel Hochstetterは取得までに、約18ヶ月かかっている。取得にかかる費用は、帰化に比べると安価であった。しかしながら、1560年代、取得費用は6シリング8ペンスから1ポンド13シリング4ペンスの間であったのが、1582年までには2ポンド12シリング4ペンスに値上げされている¹⁵。1558年から1603年までの間にデニズンは1962件記録されているが、1568年の段階で、外国人人口に占めるデニズンの比率は13パーセント、1593年には7パーセントである。17世紀前半も後述するように、帰化、デニゼーションともに、外国人の多くがそれらの地位を得たとは言い難いが、そうであったとしても、「臣民」の枠組みが、外国人だけではなく、ホスト社会にとっての問題でもあると考えるとき、どのような者が「臣民」の地位を取得し、どのような者に「臣民」の地位を与えるかということは、件数や人数の多少にはとどまらないイングランド人の特権と国益に直結する問題を提示するのである。

3. 史料について

デニズンと帰化取得者に関する史料について確認しておこう。本稿において主に分析する史料は、『イングランドにおける外国人のためのデニズン許可証ならびに帰化法 (*Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England*)』である。1509年から1800年までの記録が3巻にわけて収録されており、のちに追補版が1巻加えられている¹⁶。本稿では、そのうちの W.A.Shaw によって編纂された第2巻¹⁷ (1603年から1700年の記録) を用いて法的地位を取得した者についての調査を行う。史料の編纂にあたってShawは、デニズンに関しては the Patent Rolls を中心に、the Signet Office Docquet Book、the Privy Seals Chanceryにある記録を基本史料に State Paper Domestic Series も適宜利用している。Shaw によれば、デニズンの第一段階である嘆願書については、現存しないとのことである¹⁸。このことは、法的地位取得者の取得動機の追跡が困難であることを意味している。個別法による認可である帰化に関しては、両議会の議事録、庶民院委員会での記録が基本史料である¹⁹。ここで用いられる史料には情報収集の一貫性の欠如、記載情報の減少、議会から出された帰化法の部分的欠落等の問題点や限界があることも留意しておかねばならない。とりわけ、人数については、1件の個別法で複数の人間の帰化が認められることが多く、「その他、複数名」との記述も散見され、その確定が困難である。加えて、フランスの地域名の分類についての問題も指摘されているが²⁰、これについては追補版がその修正を行っているので、適宜そちらも参照した。確かに、以上のような問題点はあるもの

の、当該時期の帰化取得者やデニズンとなった者についての情報を得ようとするならば、この史料は基本となる重要な刊行史料である。したがって、本刊行史料から得られる情報は、この当時の「臣民」と国家の動向を考える上で、始まりとすべき必要不可欠なものである。なお、この史料にはアイルランドでの帰化についての情報も併せて掲載されているが、本稿はイングランドにおける帰化取得者やデニズンに焦点を当てることを意図しているため、アイルランドにおけるそれについては扱わない。

4. 17世紀前半の帰化取得者とデニズン²¹

(1) 王政期 (1603年～1649年)

17世紀になり、流入する移民の数が減少するものの、デニゼーションと帰化の付与は継続して行われた。ジェームズ1世の治世における帰化の件数は54件、デニゼーションは530件²²、チャールズ1世の治世においては、帰化法の件数は10件、デニゼーションは293件²³となっている。16世紀後半、デニゼーションが1962件であったことに比べると、その数は半数以下となっている。その一方で、前世紀後半、帰化は12件であったのに対し、17世紀前半は、それが64件と5倍に増えている。ただし、1604年に17件、1606年と1607年に各5件、1609年から10年にかけてが15件、1624年に12件、1628年に9件、1640年に1件と、ばらつきがみられる。この背景には議会の開廷状況もあるだろうが、法案が廃案なるケースも少なからず存在する。例えば、1620年から21年にかけては、28件の法案が廃案になっている²⁴。帰化は1つの個別法に複数の名前が記載されるため、当該時期の取得者の総人数は162名である。デニゼーションについては、1603年から1609年までが168件、1610年代が242件、1620年代は207件、1630年代は194件、1640年から44年までは12件となっている。単年で見た場合、1610年が61件と最も多くなっている。次いで1604年の38件、1622年の37件と続く²⁵。取得者の男女比については、16世紀後半同様、取得者に占める女性の割合は低く、1割以下で、その大半は寡婦や妻、娘である。外国人増加への懸念から、1627年、1635年、1639年には、ロンドンで外国人調査が実施されており、それによれば1635年にはロンドンとその近郊には3622名の外国人がいると報告されている²⁶。法的地位の取得者はロンドン居住者に限定されないため、単純な比較ができないとはいえ、外国人人口全体に占める帰化取得者やデニズンの人数が少数であることは明らかである。

帰化やデニズンの出身地についてはどのような傾向を見ることができるだろうか。表1は、1603年から1629年までのデニズンの地位を得た者の出身地である。出身地の地域分類については、帰化取得者、デニズンともに、Scouloudiが編纂した『外国人調査報告』のそれに準じている²⁸。総数の違い

表1²⁷ デニズンの出身地

年	フランス	ベルギー	オランダ	ドイツ	スペイン	スコットランド	その他	不明
1603-09	13	56	6	23	1	44	3	3
1610-19	29	45	13	22	2	92	12	45
1620-29	11	7	9	11	1	30	16	182
合計	53	108	28	57	4	166	26	230

が大きいために断定するには至らずとも、16世紀後半には低地地方出身者がデニズン全体の約7割を占め、スコットランド出身者は1割にも満たなかったが、17世紀前半はスコットランド出身者の増加が顕著である。これは同君連合の影響の現れと考えてよいであろう。1603年から1640年までの帰化取得者の出身地についても、同様の傾向が見られる。フランス出身者が9名、ベルギー出身者が16名、いわゆるオランダ出身者が24名、ドイツ出身者が26名、スコットランド出身者が73名である。その他の地域と地域不明者が計15名いる。1630年代になると、出身国の記載はほとんどみられない。若干の記載はあるものの、圧倒的多数が「海に向こう」もしくは「外国生まれ」との表記になる。ただし、スコットランド出身者についてはその旨が記載されている²⁹。1630年代の外国人調査では外国人の出身地は必須調査項目であるが、法的地位の場合、ブリテン島外については出身地の区別への関心は高くないようである。

職業に関してはサンプルが多いとは言えない状況なので、ここではデニズンのデータのみ抽出し、傾向を見るに留めたい。1603年から1609年までのデニズンの職業は、職業が記載されている28名中宮廷関係者が19名を占め、芸術家が4名、染色工が2名、銃砲工、聖職者、軍人が各1名という構成である。人数は少ないものの、同時期の帰化取得者においても宮廷関係者がその全体に占める比率は高い³⁰。1610年代は職業の記載がほとんどないため省略する。続いて、1620年代では、船長 (master of ship) が21名、宮廷関係者が17名、衣服・織物業関係者が16名 (うち7名が仕立工)、書記・事務業 (clerk) が14名、金属加工業 (金細工師・宝石職 (商) 人を含む) が10名、木材加工業が6名、船員5名、芸術関係者が4名、醸造業が3名、皮革加工業が2名、聖職者と神学者が各1名で、その他が3名となっている³¹。書記・事務業と宮廷関係者の多くがスコットランド出身者、フランス出身者である。1622年と1623年に船長に対するデニゼーション付与が集中しているといった特徴が見られる。1630年代については、衣服・織物関連業が28名で、そのうち18名が織布工である。漁師が25名、宮廷関係者13名、商人10名、船員9名、金属加工業と農業従事者が各8名、書記・事務業6名、薬剤師が5名、芸術関係者が4名、医師が3名、木材加工業が2名、飲食関係が2名、皮革加工業と船長が1名、その他が6名となっている。1640年代は商人と宮廷関係者とおぼしき職業がそれぞれ1名ずつである。職業不明者が多いため、断定は避けなければならないが、17世紀前半において、デニズンになった人物の職種には変化が見られる。その他、1620年代から記載が見られるものの、1630年代に目立って急増するのが、デニズンに対して「外国人同様の税率、特別税に従うこと」「取引の制限」という文言の記載である³²。職種の変動、デニズンへの規制の強化は移民や社会の動向と照らし合わせて理解される必要があるだろう。

1642年にいわゆる「内乱」が勃発すると、国王が認可の主体となるデニズンは当然のことながら、その付与が停止されている。史料によれば、1644年の5月に海外生まれとの記載がある Jacard Isebrand³³ を最後に、1655年までデニゼーションが付与された記録はない。

(2) 共和政期 (1649年～1660年)

イギリス史上、唯一の国王不在時であった共和政期は、臣民の枠組みを考察する上で、極めて興味深い時期である。そこには「王の臣民」という地位をどのように理解し、それを誰が付与するのかという問題が生じるからである。それではこの時期、どのような者を対象に帰化やデニズンの地位が付

与されたのか。帰化については1651年（1件）、1656年（3件）、1657年（4件）の3年に集中しており、合計8件の個別法通過が記録されている。史料には、1651年の事例を除いて、庶民院での審議のうち、護国卿の同意を受けたと記載されている。1649年に貴族院が廃止されたため、共和政下では、帰化のための通常手続きである貴族院の裁可はない。護国卿の同意を受けるという手続きは当時が護国卿政権下であることの証左である。帰化が認められた者の人数は200名だが、名前が列記されず、他数名との表記のみのケースもあるので、実人数は若干増加すると予想される。残念ながら、詳しい情報の記載はないが、家族はまとめて表記する史料の記述方法から察するに、家族での授与と予想されるケースも少なくない。妻もしくは娘、名前から確実に女性と判断できる人数は21名である³⁴。

出身地の記載は数例のみで、オランダが2名、アイルランド、ドイツが各1名である。職業に関する記載も数例のみである。1656年では、ジェントルマン2名、医師4名、鉄砲工1名、聖職者1名が記録されている。1657年では、教師1名³⁵、ジェントルマン5名、エスクワイア2名、しろめ細工師1名、かつら職人1名、薬剤師1名、商人2名、陸軍の技師1名となっている。職業記載者のなかでは、ジェントルマンを別にすれば、医師が多いのであるが、現段階ではその理由は不明である。王政期に顕著だった宮廷関係者は不在である。1656年11月の個別法として記載されているウェストミンスターに居住するドイツ人 Major John Sadowsky という人物には、プロテスタントであるとの情報が併記されている³⁶。なお、この間、理由は明らかではないものの、5件の帰化のための個別法案（約57名）が成立に至っていない³⁷。

デニズンについてはどうであろうか。1655年にデニゼーションの付与が再開されている。もっとも、1650年代はこの1年のみである。69件（72名）がデニズンとなっているが、記載事項が現在の居住地と職業だけという人物が多い。居住地が明記されている者に関しては、ロンドンシティが25名、ウェストミンスターが23名、ロンドン市の東郊外地は3名、サザック1名、ロンドン市の西郊外地が3名、ミドルセックスが1名となっている。出身地に海外の国名・地名が明記されているのは数名で、ドイツが3名、オランダが2名、イタリアとスウェーデンが各1名である。あと海外生まれとだけ記載がある者が4名である。記録の内容（項目）に一貫性がないことは、そのときどきに必要な情報に違いがあることを示している。

職業に関しては織物業関係者（仕立工11名、絹織物工1名、織布工2名）が14名と突出して多く、医師（外科医）、商人が各6名ずつと続く。特定業種への限定はないものの、金細工師や宝石職人（以上各3名）、かつら職人やエナメル職人（以上各2名）、時計職人（1名）など、法的地位を求める外国人はいわゆる高級品を扱う職種に従事する者が多い傾向が見てとれる。また、船員（2名）や造園業者（1名）もいる。職種に関しては王政期からの連続性も確認できる。職種と居住地（シティとウェストミンスター）とに目立った相関関係や偏重は確認できない。翌年以降に帰化している者も数名おり、そのような彼らの多くは医師や商人である³⁸。

居住地と職業のみの記載が多いなか、デニズン取得の理由（もしくは動機）についての記載が数名に関して確認できる。例えば、オランダ生まれの John de Laet については、プロテスタントとしての自由な信仰行為を求めて家族と共に移住することを希望している、と記載されている。アントワープ生まれの彼の父親も1604年にデニズンとなっている³⁹。ドイツあるいはオランダ生まれの商人 Gerrard van Heickuijsen はロンドンのオランダ人教会のメンバーであり、改革派の信仰告白者に対する迫害のため、神の言葉と最上の改革派教会の例に従って、それらの地域を離れ、イングランドに来た。彼は、

ロンドンのシティやその近郊での滞在が長期に及び、妻も子供もいるため、デニズンとなることを希望していると記載されている⁴⁰。Christopher Riddle (Roshe) の事例を見てみよう。彼の嘆願書によれば、護国卿の宝石職(商)人である彼はドイツのザクセンに生まれ、プロテスタントとして育った。祖国で信仰と商売に支障をきたしたため、13年前に渡英し、イングランド人の妻(オクスフォードのエスクワイアの娘である)と3人の子供を得て、平和に暮らしている。「私が帰化していれば、子供達は子供達の祖父の地所を相続できるので、自分は以前それを嘆願した。議会に呼ばれたが、解決を見る前に議会が解散してしまった。だから、free denizenship を嘆願した」と書かれてある。良心(信仰)の自由を求めてロンドンに来た外国人に保護を与えてくれるよう求めた嘆願書と、彼の居住証明も併載されている。後者では、教区教会の聖職者や教区教会書記2名、地元住民3名が、彼がロンドンのクラーケンウェルに8年居住していることを証明している⁴¹。上記ほど詳しくないが、スウェーデン出身の船員 Samuel Truelove の欄には「我々が満足しているコモンウェルスへの彼(ら)のよい影響」という付与理由を示唆する記載がある。同様の文言は同年4月30日、6月26・28日付けの記録にも見られる⁴²。以上のことから、イングランドでの長期間の居住やイングランドへの貢献が期待できる者に、デニズンの地位を与えていることを改めて確認できる。なお、記載情報が多い人物の場合に、信仰についての言及が見られるが、その事例は17世紀前半を通じてみても、極めて少ない。

5. 結びにかえて

本稿は、17世紀前半に帰化を取得した者、デニズンの資格を得た者に関する史料から得られた情報をもとに、当該時期における「臣民」もしくはそれに準じる地位を獲得した者について明らかにしようとする試みである。結論をまとめると以下ようになる。前世紀後半に比べその数は激減するが、17世紀前半においても、デニズンの地位付与は継続して行われた。その一方で、議会の個別法による帰化が増加した。しかしながら、いずれにせよこれらの地位の取得者が外国人人口に占める割合は決して高いものではなかった。さらに、共和政期においても、帰化やデニゼーションの認可は行われた。その際、「臣民」概念がどのように理解されたのかは、今後追求されるべき問題であろう。

これらの地位を取得した者について言えば、17世紀前半は16世紀後半に比べ、スコットランド人の割合が著しく増加していることが特徴として挙げられる。そこには同君連合の影響があることは明白であるが、臣民の権利の統一をめぐる議論と併せて、より詳細にその関連が検討される必要がある。職種については、宮廷関係者、書記・事務業、医師、金細工師をはじめとした高級品を扱う業種と、衣服・織物関連業に取得者が多い傾向があるが、期間を通して、職種とその人数の比率には変動が見られる。1620年代には船長の、1630年代には農業従事者と漁師の取得者数が多いという特徴がある。これまでの研究ではそれは指摘されなかったことである。

本稿は、情報を抽出した段階である。今後、これらの情報を社会・時代背景や法制度の変遷に関連づけながら読み解く作業が課題となる。その際には、他の史料、例えば『外国人調査報告』や議会史料などのクロスリファレンスが不可欠であることは、言うまでもない。イングランド人を親にもつ外国生まれの子供に対する待遇の検討も必要である。また、今回は共和政期までを対象としたが、王政復古が帰化やデニゼーションに与えた影響についても、その解明が求められよう。

註

- 1 denizen (denization) には従来、国籍取得者（国籍取得）、在留許可者（在留許可）という訳語が用いられてきた。しかしながら、どちらの訳語も denizen の性質を的確に表現しているとは言い難いため、本稿ではデニズン、デニゼーションとカタカナ表記を用いることとする。この時期の alien の訳語として外国人を用いることについても議論があろうが、この点については、本稿ではわかりやすさを重視し、外国人という訳語を使用する。
- 2 柳井健一、『イギリス近代国籍法史研究』、日本評論社、2004年、第1章。
- 3 「臣民」については、J.M.Jones, *British Nationality Law*, Oxford, 1956 (firsted. 1947), pp.31-32. William Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. IX, London, 1926, rep., 1966, pp.72-74. 柳井、前掲書、37頁。
- 4 Clive Parry, *British Nationality*, London, 1951. Ann Dummet and Andrew Nicol, *Subjects, Citizens, Aliens and Others*, London, 1990. J.M.Jones, *op.cit.*. 柄谷利恵子、「英国の移民政策と庇護政策の交錯」、駒井洋監修、小井土彰宏編、『移民政策の国際比較』、明石書房、2003年、180-218頁。
- 5 柳井、前掲書。
- 6 例えば、柳井、前掲書、37頁。
- 7 L. B. Luu, “Natural-Born versus Stranger-Born Subjects : Aliens and their Status in Elizabethan London”, in Nigel Goose and Lien Luu (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Academic Press, 2005, pp.57-75. J. P. Ward, “ ‘[I] mployment for all hands that will worke’ : Immigrants, Guilds and the Labour Market in Early Seventeenth-Century London”, in Nigel Goose and Lien Luu (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Academic Press, 2005, pp.76-87. スクルーディは17世紀前半の帰化やデニズンについても概観している。Irene Scouloudi, *Returns of Strangers in the Metropolis 1593, 1627, 1635, 1639*, Quarto Series of the Huguenot Society of London, Vol.57, 1985 (以下、*H.S.Q.*, Vol.57と略す), Chp.1. 中川順子、「近世イングランドにおける外国人の法的地位——16世紀の事例を中心に——」、『待兼山論叢』第34号史学編（2000年）。
- 8 Daniel Statt, *Foreigners and Englishmen: The Controversy over Immigration and Population, 1660-1760*, London, 1995. Do., “The Birthright of an Englishman : The Practice of Naturalization and Denization of Immigrants under the Later Stuarts and Early Hanoverians”, *Proceedings of the Huguenot Society Great Britain and Ireland*, Vol.25, No.1 (1989), pp.61-74. 他にも次のような研究がある。William O'Reilly, “The Naturalization Act of 1709 and the Settlement of Germans in Britain, Ireland and the Colonies”, in Randolph Vigne and Charles Littleton (eds.), *From Strangers to Citizens : The Integration of Immigrant Communities in Britain, Ireland and Colonial America, 1550-1750*, Sussex Academic Press, 2001, pp.492-502. A. H. Carpenter, “Naturalization in England and the American Colonies”, *American Historical Review*, Vol. IX (1904), pp.288-303. Margrit Schulte Beerbühl, “Naturalization and Economic Integration : The German Merchant Community in 18th-Century London”, in Randolph Vigne and Charles Littleton (eds.), *From Strangers to Citizens : The Integration of Immigrant Communities in Britain, Ireland and Colonial America, 1550-1750*, Sussex Academic Press, 2001, pp.511-518.
- 9 Charles Littleton, ‘Acculturation and the French Church of London, 1600-circa 1640’, in B. Van Ruymbeke and R.J.Sparks (eds.), *Memory and Identity : The Huguenots in France and the Atlantic Diaspora*, South Carolina U.P., 2003, pp.90-109. O. P. Grell, *Dutch Calvinists in Early Stuart London : The Dutch Church in Austin Friars, 1603-1642*, Leiden, 1989. Do., *Calvinist Exiles in Tudor and Stuart England*, Aldershot, 1997, pp.53-73. Bernard Cottret, *The Huguenots in England: Immigration and Settlement c. 1550-1700*, Cambridge

- U.P.,1991.
- 10 なお、スコットランドでは1604年に、1603年以前・以降に生まれたイングランド人に対する帰化が議会により認められているが、イングランドで同様の法が制定・執行されない限り効力をもたないと記されており、スコットランドでも帰化問題は迅速な進展を見せたとはいえなかった。イングランドとスコットランドの合同と「グレート・ブリテン王国」構想に関する議論については以下の論文を参照せよ。小林麻衣子、「ジェイムズ1世の「グレート・ブリテン王国」構想」、指昭博編、『王はいかに受け入れられたか——政治文化のイギリス史——』、刀水書房、2007年、78-97頁。
 - 11 本節執筆にあたっては、L. B. Luu, *Immigrants and the Industries of London 1500-1700*, Ashgate, 2005, pp.142-146. L. B. Luu, “Natural-Born versus Stranger-Born Subjects : Aliens and their Status in Elizabethan London”, in Nigel Goose and Lien Luu (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Academic Press, 2005, pp.57-75. *H.S.Q.*, Vol.57, p7. 中川、前掲論文を参照にした。
 - 12 柳井、前掲書、38頁。
 - 13 帰化とデニゼーションの手続きの詳細については D.Statt, op.cit., pp.65-66 を参照せよ。
なお帰化については宣誓や宗教儀礼の有無があるが、これらの問題は別稿で論じる予定である。
 - 14 *H.S.Q.*, Vol.57, pp.3-4.
 - 15 1582年の課税のための資産査定記録は、ロンドン在住の外国人人口の約74パーセントが、課税対象となる最低限の資産（動産で3ポンド、不動産で1ポンド）さえもたないことを明らかにしており、デニズンの地位であっても、多くの外国人にとって安易に手が届くものではなかった。なお、費用は16世紀後半の記録であるが、17世紀のデニゼーションの費用については不明である。帰化についてはその費用が17世紀後半でも63～100ポンドであった。L.B.Luu, *Immigrants and the Industries of London 1500-1700*, Ashgate, 2005, p.144. D.Statt, op.cit., p.65. *H.S.Q.*, Vol.57, p.4.
 - 16 William Page (ed.), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for of Aliens in England, 1509-1603*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.8, 1893. W. A. Shaw (ed.), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England and Ireland., 1701-1800*, Huguenot Society of London Quarto Series., Vol.27, 1923. Wiliam Minet and Susan Minet (eds.), *A Supplement to Dr. W. A. Shaw's Letters of Denization and Acts of Naturalization*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.35, 1932. なお、一次史料の所在地の情報については、Roger Kershaw and Mark Pearsall (eds.), *Immigrants and Aliens : A Guide to Sources on UK Immigration and Citizenship*, the National Archives Publication, 2004 も参考になる。
 - 17 W. A. Shaw (ed.), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1603-1700*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.18, 1911（以下、*H.S.Q.*, Vol.18と略す）, pp. xxxiii-xxxv. Wiliam Minet and Susan Minet (eds.), *A Supplement to Dr.W.A.Shaw's Letters of Denization and Acts of Naturalization*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.35, 1932, Appendix 2.
 - 18 *H.S.Q.*, Vol.18, p.xxxiii.
 - 19 庶民院委員会の記録も用いられているが、編者によれば、それらが有効となるのは、比較的あとの時期とのことである。*H.S.Q.*, Vol.18, p.xxxv.
 - 20 Wiliam Minet and Susan Minet (eds.), *A Supplement to Dr.W.A.Shaw's Letters of Denization and Acts of Naturalization*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.35, 1932, Appendix 2.
 - 21 本稿において、年代の表記方法は史料に従い1月から3月の記録は前年の記録として計算することになる。
 - 22 *H.S.Q.*, Vol.57, p.5. *H.S.Q.*, Vol.18, pp.2-37.
 - 23 スクルーディは1640年から48年に帰化法の件数を25件としているが、史料を見る限りにおいて、認

可が確認できるのは1件だけである。*H.S.Q.*, Vol.57, p.5. *H.S.Q.*, Vol.18, pp.60-63.

24 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.26-29.

25 表2 ステュアート朝前期のデニズンの件数

年	件数	年	件数	年	件数	年	件数
1603	22	1614	22	1625	9	1636	18
1604	38	1615	17	1626	22	1637	12
1605	33	1616	18	1627	23	1638	17
1606	17	1617	24	1628	21	1639	6
1607	28	1618	30	1629	18	1640	5
1608	25	1619	10	1630	13	1641	2
1609	5	1620	6	1631	22	1642	2
1610	61	1621	8	1632	34	1643	2
1611	30	1622	37	1633	16	1644	1
1612	6	1623	23	1634	28		
1613	24	1624	40	1635	28		

H.S.Q., Vol.18, pp.1-60 より作成。

26 *H.S.Q.*, Vol.57, p.5.

27 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.1-44 より作成。

28 分類については*H.S.Q.*, Vol.57, pp.107-108 を参照した。その他については、ポーランド出身者が7名、スイス出身者が10名、デンマーク出身者が2名となっている。

29 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.1-60.

30 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.1-13.

31 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.30-44. 職業の分類については *H.S.Q.*, Vol.57, pp.131-132 を参照した。なお宮廷関係者とは、宮廷業務に従事する者たちである。例えば、the king's servant, gentleman of the Privy Chamber などである。史料では clerk と表記されているのみである。実際にはどのような職務内容であったのかは史料からは不明であるため、訳語・分類には更なる検討が必要である。

32 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.44-60.

33 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.64.

34 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.64-73.

35 Lewes du Molin : Dr. of Physick and the Reader of History of University of Oxford

彼は前年にデニズンとなっている。また、帰化の記録では職業が記載されていない John de Lambermont は前年に同一人物と思われる人物が医師でデニズンになっている。イタリア生まれの紳士 Francis Pardinij はイングランドでの暮らしが4年になり、妻子もあり、イングランドの政体に満足しているためデニズンとなった。彼も翌年に帰化している。人物の確定には慎重さが求められるが、デニズンから帰化するという事例は散見される。*H.S.Q.*, Vol.18, pp.67, 70 and passim.

36 *H.S.Q.*, Vol.18, p.73.

37 約57名であるのは、氏名・人数が表記されていないものがあるためである。帰化が認められなかったメイドストンの Granvell という人物は、護国卿への嘆願書の中で次のように述べている。「フランドルから親とともに信仰の自由のためにイングランドに渡ってきて、もう20年イングランドに居住し、イングランド人女性と結婚し、彼女の4人の子どもを扶養している。長年フェルト職人として働いてきたが、ロンドンの帽子職人や小間物商から攻撃を受けている。つねに善き振る舞いをして

- きたので、自らを養うことができるよう許可していただきたい。」彼は前国王からパテントを得ていた。*H.S.Q.*, Vol.18, p.74.
- 38 職業の詳細は以下のとおり。() は人数。表記は史料のまま。pothecary (2)、barber (1)、cabinet maker (3)、chirurgen (3)、clerk (1)、cutler (3)、drugster (1)、dyer (1)、Dr.of the Court Law (1)、enameller (2)、gardener (1)、gentleman (2)、goldsmith (3)、jeweller (3)、mariner (1)、mariner by professional (1)、merchant (6)、minister of the Dutch Church London (1)、perewig maker (2)、pewterer (1)、phisick (3)、shoemaker (3)、silk weaver (1)、tailor (11)、vintner (1)、watchmaker (1)、weaver (2) drugster の David Griell は翌年に帰化している。*H.S.Q.*, Vol.18, pp.66-69.
- 39 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.6 and 66. 彼の妻はオランダ出身の有力宝石商人 Peter Vanlore の娘の一人で、彼女はイングランド生まれである。*H.S.Q.*, Vol.57, p.215. このような家庭事情は Laet のデニゼイション取得に無関係ではなかったと推測される。
- 40 *H.S.Q.*, Vol.18, p.67.
- 41 *H.S.Q.*, Vol.18, p.67.
- 42 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.68-69.